

# 一橋大学国際学生宿舎規則

平成16年4月1日  
規則第137号

改正	平成19年4月1日	平成19年9月1日
	平成22年2月1日	平成23年3月10日
	平成23年10月1日	平成25年5月8日
	平成27年4月1日	

(趣旨)

第1条 この規則は、一橋大学学則（以下「学則」という。）第99条第2項の規定に基づき、学生の居住施設のうち国際学生宿舎の管理運営について必要な事項を定める。

2 国際学生宿舎（以下「学生宿舎」という。）は、一橋寮（A棟、B棟、C棟、D棟、E棟、S棟、N棟）、中和寮及び国際交流会館留学生宿舎から構成される。

(学生宿舎の目的)

第2条 学生宿舎は、一橋大学（以下「本学」という。）の厚生施設として、本学の学生（入学を許可された者を含む。以下同じ。）並びに東京学芸大学、東京農工大学及び電気通信大学（以下「他大学」という。）の外国人留学生（以下「留学生」という。）に良好な居住及び勉学環境を提供するとともに、国際意識の高揚に資することを目的とする。

(施設)

第3条 学生宿舎に、単身室、夫婦室及び家族室並びに共用施設を設ける。

2 共用施設に関し必要な事項は、別に定める。

(職員)

第4条 学生宿舎に、次の職員を置く。

- 一 主事
- 二 副主事 2人
- 三 指導主事 4人
- 四 その他の職員

(主事)

第5条 主事は、学長が指名する副学長（理事）をもって充てる。

2 主事は、学生宿舎に関する業務を掌理する。

3 主事は、必要に応じて、指導主事及びその他の職員に、業務のため学生宿舎への入居を命じることができる。

(副主事)

第6条 副主事は、学長が指名する役員補佐1人及び本学の教授又は准教授1人をもって充てる。

2 副主事は、主事を補佐し、主事に事故があるときは、予め主事が指名した副主事はその職務を代理する。

3 副主事のうち、学長が指名する役員補佐でない者の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の副主事の任期は、前任者の残任期間とする。

(指導主事)

第7条 指導主事は、本学の教授、准教授又は講師をもって充て、学長が任命する。

2 指導主事は、主事の監督の下に、学生宿舎に居住する本学の学生及び他大学の留学生の生活上の諸問題に関し、指導及び助言する。

3 指導主事の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠の指導主事の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員会)

第8条 学生宿舎の管理運営に関する重要事項を審議するため、一橋大学学生委員会規則（平成16年規則第38号）第7条に定める専門委員会として、国際学生宿舎専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(学生宿舎における生活の運営)

第9条 学生宿舎における規律の維持及び生活の運営は、主事の指導のもとに、入居者の自治又は合意により行う。

2 学生宿舎には、自治組織を置くことができる。

3 自治組織は、第1項の目的を達成するため、規約を作成し、あらかじめ主事の承認を得なければならない。規約を改正する場合も同様とする。

4 自治組織は、学生宿舎における生活の改善に関する事項について、主事及び指導主事に意見を述べることができる。

5 主事は、他大学の留学生が学生宿舎において生活する上での諸事項について、他大学と協議する場を設けることができる。

(入居資格)

第10条 学生宿舎に入居できる者は、次のとおりとする。

一 本学の学生(外国人留学生にあってはその家族を含む。)並びに他大学の留学生及びその家族

二 本学又は他大学の学生であって、学生宿舎の管理運営の補助を行う者

三 第5条第3項の規定により学生宿舎への入居を命じられた者

四 その他主事が適当と認める者

(入居者の決定)

第11条 入居者の決定は、専門委員会の選考に基づき主事がこれを行う。

(入居期間)

第12条 入居期間は、本学の学生にあっては、原則として、在籍する課程を修了するまでであって、かつ、当該課程の標準修業年限以内の期間とする。

2 他大学の留学生の入居期間に関する定めは、当該大学に委ねる。

3 第5条第3項の規定により入居する者の入居期間は、主事が定める。

(入居申請)

第13条 学生宿舎への入居を希望する者は、主事あてに申請しなければならない。

(入居許可)

第14条 主事は、専門委員会の議を経て、入居の可否及び入居許可期間を決定し通知する。

2 入居を許可された者は、入居許可期間の開始日から10日以内に入居しなければならない。

(入居期間の延長)

第15条 専門委員会がやむを得ない事情があると認めるときは、主事は入居期間の延長を許可することができる。

(寄宿料)

第16条 第10条第1号、第2号及び第4号に定める資格により入居する者(以下「入居者」という。)は、寄宿料を納付しなければならない。

2 寄宿料の額並びに納付の方法及び時期については、一橋大学における授業料等に関する規則(平成16年規則第205号)に定めるほか、別に定める。

(諸経費)

第17条 入居者は、前条第1項に規定する寄宿料のほか、個人の生活のために使用する電気、ガス、水道及び電話等の料金並びに学生宿舎の運営に要する経費(以下「諸経費」という。)を負担しなければならない。

(施設の保全)

第18条 入居者は、学生宿舎の施設、設備、備品等(以下「施設等」という。)の保全及び秩序の維持に努めるとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 学生宿舎の全部又は一部を他の者に貸与しないこと。

二 学生宿舎を居住以外の目的に使用しないこと。

三 学生宿舎に入居者以外の者を宿泊させないこと。ただし、特別の事由があり主事の許可を得た場合は、この限りでない。

四 学生宿舎は、常に良好な状態で使用し、工作を加えないこと。

五 火災その他の災害の防止及び保健衛生に留意すること。

(損害賠償)

第19条 入居者は、故意又は過失により施設等を滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

(入居許可の取消し)

第20条 主事は、入居者が次のいずれかに該当するときは専門委員会の議を経て、入居許可を取り消すことができる。

- 一 入居を許可された者が、所定の期日までに入居しないとき。
- 二 学生宿舎に関する規定に違反したとき。
- 三 寄宿料又は諸経費を3月以上滞納したとき。
- 四 停学処分を受けたとき。
- 五 保健衛生上、学生宿舎の生活に適さない事情があると認められるとき。
- 六 学生宿舎の秩序又は風紀を乱す行為があったとき。
- 七 虚偽の申告をして入居したことが明らかになったとき。
- 八 その他学生宿舎の管理運営上著しく支障があると認められるとき。

2 前項の規定により入居許可を取り消され、入居者が損害を受けることがあっても、本学はその責を負わない。

(退去)

第21条 入居者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに退去しなければならない。

- 一 第10条に規定する入居資格を失ったとき。
- 二 第14条に規定する入居許可期間が満了したとき。
- 三 留学及び休学するとき。
- 四 前条の規定により入居許可を取り消されたとき。

2 入居者は、学生宿舎を退去しようとするときは、主事あてに届け出なければならない。

(入退去時の点検)

第22条 入居者は、入居時及び退去時に、本学が行う居室並びに居室に属する設備及び備品等の点検に立ち会わなければならない。

(事務)

第23条 学生宿舎の事務は、学務部国際課の協力を得て、学務部学生支援課が行う。

(雑則)

第24条 この規則に定めるもののほか、学生宿舎に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年3月10日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年5月8日から施行し、改正後の一橋大学国際学生宿舎規則の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 一橋大学国際交流会館規則（平成16年規則第188号）、一橋大学国際交流会館細則（平成16年規則第188号）及び一橋大学国際交流会館料金規則（平成16年規則第239号）は、廃止する。
- 3 この規則の施行の際、廃止される一橋大学国際交流会館規則第7条第2項の資格により現に国際交流会館単身室に入室している者の使用料については、なお従前の例による。